

事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う信託業法施行規則等の一部改正等について（概要）

改正の趣旨

令和 6 年 6 月に公布された事業性融資の推進等に関する法律（令和 6 年法律第 52 号。以下、「推進法」という。）において、企業価値担保権が創設され、企業価値担保権に関する信託業務を行う新たな免許業者（企業価値担保権信託会社）の創設や企業価値担保権の実行の手続き等が規定されました。推進法におけるこれら諸規定の施行等のため、関係内閣府令等の整備等を行うものです。

改正内容

1. 信託業法施行規則（平成 16 年内閣府令第 107 号）の一部改正

- (1) 信託業法（平成 16 年法律第 154 号）上の信託会社及び外国信託会社が、本店その他の営業所を他の信託会社等の本店その他の営業所等と同一の建物に設置して業務を営む場合における誤認防止措置の対象となる他の信託会社等に、企業価値担保権信託会社及び担保付社債信託法（明治 38 年法律第 52 号）上の信託会社を追加する。
- (2) 企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令（以下「新設府令」という。）において、信託業法上の信託会社及び外国信託会社並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号。以下「兼営法」という。）の認可を受けた金融機関以外の企業価値担保権信託会社が企業価値担保権に関する信託業務を営む場合における具体的な規制内容を定めるところ、信託業法上の信託会社及び外国信託会社が企業価値担保権に関する信託業務を営む場合における具体的な規制内容が新設府令と同内容となるよう、信託業法施行規則の適用関係を整備する。
 - ① 第 30 条第 2 号、第 34 条第 1 項第 3 号から第 6 号まで、同条第 4 項第 3 号及び第 4 号、同条第 8 項、第 40 条第 3 項及び第 8 項、第 41 条第 2 項第 3 号、同条第 3 項第 2 号イからハまで、同条第 7 項第 1 号の 2 から第 5 号まで及び第 7 号から第 10 号まで、第 48 条第 1 項第 11 号及び第 12 号、同条第 3 項第 5 号、第 63 条第 1 項第 8 号及び第 9 号、同条第 3 項第 5 号の規定は、適用しないこととする。
 - ② 第 34 条第 1 項第 1 号、同項第 2 号、同条第 2 項第 1 号、同項第 2 号、同条第 4 項第 1 号、同条第 5 項、同条第 7 項、第 39 条第 1 項、第 41 条第 3 項第 4 号、同条第 7 項第 1 号、同項第 6 号、第 48 条第 3 項、同項第 4 号、第 63 条第 3 項、同項第 4 号の適用に当たり、必要な読替え規定を定める。
- (3) 信託業法上の信託会社及び外国信託会社が担保付社債に関する信託事業を

営む場合における具体的な規制内容が3.(2)と同内容となるよう、信託業法施行規則の適用関係を整備する。

- ① 第30条第2号、第40条第3項、同条第8項、第41条第2項第3号、同条第3項第2号イからハまで、第48条第1項第11号及び第12号、同条第3項第5号、第63条第1項第8号及び第9号、同条第3項第5号の規定は、適用しないこととする。
- ② 第39条第1項、第41条第3項第4号、同条第7項、第48条第3項、同項第4号、第63条第3項、同項第4号の適用に当たり、必要な読替え規定を定める。

2. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和57年大蔵省令第16号）の一部改正

- (1) 兼営法の認可を受けた金融機関が、本店その他の営業所を他の信託会社等の本店その他の営業所等と同一の建物に設置して業務を営む場合における誤認防止措置の対象となる他の信託会社等に、企業価値担保権信託会社及び担保付社債信託法上の信託会社を追加する。
- (2) 兼営法の認可を受けた金融機関が企業価値担保権に関する信託業務を営む場合における具体的な規制内容が新設府令と同内容となるよう、兼営法施行規則の適用関係を整備する。
 - ① 第16条第1項第3号から第6号まで、同条第4項第3号及び第4号、同条第7項第1号から第4号まで、同条第8項、第22条第3項、同条第8項、第23条第2項第3号、同条第3項第2号イからハまで、同条第7項第1号の2から第6号まで及び第8号から第11号まで、第39条第1項第1号、同項第3号、同項第4号ホ、同条第2項の規定は、適用しないこととする。
 - ② 第12条第2号、第16条第1項第1号、同項第2号、同条第2項第1号、同項第2号、同条第4項第1号、同条第5項、同条第7項第8号、第21条第1項、第23条第7項第1号、同項第7号、第39条第1項第4号、同条二の適用に当たり、必要な読替え規定を定める。
- (3) 兼営法の認可を受けた金融機関が担保付社債に関する信託事業を営む場合における具体的な規制内容が3.(2)と同内容となるよう、兼営法施行規則の適用関係を整備する。
 - ① 第22条第3項及び第8項、第23条第2項第3号、同条第3項第2号イからハまで、第39条第1項第1号、同項第3号、同項第4号ホ、同条第2項の規定は、適用しないこととする。
 - ② 第12条第2号、第21条第1項、第23条第7項、第39条第1項第4号、同条二の適用に当たり、必要な読替え規定を定める。

3. 担保付社債信託法施行規則（平成 19 年内閣府令第 48 号）の一部改正

- (1) 推進法上の特定被担保債権が社債である場合における担保付社債信託法施行規則の適用関係を整備する。
- ① 上記場合における担保付社債信託法施行規則第 9 条第 1 項の適用については、同項第 2 号中「種類及び価格」とあるのは「種類」とする。
 - ② 上記の場合における担保付社債信託法施行規則第 19 条の規定による届出は、新設府令第 25 条の規定による届出をする場合には、不要とする。
- (2) 担保付社債に関する信託事業が企業価値担保権に関する信託業務と同様、担保権の信託に関するものであることを踏まえ、担保付社債信託法上の信託会社が担保付社債に関する信託事業を営む場合に準用する信託業法施行規則の規定等を整備する。
- ① 準用する信託業法施行規則の規定を、第 29 条、第 29 条の 2、第 30 条（第 2 号を除く。）、第 30 条の 6、第 39 条（第 3 項から第 5 項まで及び第 6 項第 2 号を除く。）、第 40 条（第 2 項第 3 号、第 3 項、第 8 項及び第 10 項から第 14 項までを除く。）及び第 41 条（第 2 項ただし書、同項第 3 号及び第 6 号から第 8 号まで、第 3 項第 2 号イからハまで並びに第 7 項を除く。）とする。
 - ② 上記規定を準用するに当たり、必要な読替え規定を定める。
 - ③ 担保付社債信託法第 8 条において準用する信託業法第 29 条第 3 項ただし書に規定する内閣府令で定める場合として、当該受益者が当該信託会社である場合及び上記①により準用する信託業法施行規則第 41 条第 3 項第 2 号ニに掲げる取引を行う場合を追加する。
- (3) 担保付社債に関する信託事業のみなし免許を受けた者が担保付社債に関する信託事業を行わない場合には、担保付社債信託法施行規則第 25 条第 2 項の担保付社債に関する報告書を作成・提出することを要しないこととする。

4. 信用金庫法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 15 号）の一部改正

企業価値担保権に関する信託業務に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合について、信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）第 31 条の規定による認可の対象外とする。

5. 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 9 号）の一部改正

4. と同様に、信用協同組合及び第 9 条の 9 第 1 項第 1 号の事業を行う協同組合連合会が企業価値担保権に関する信託業務に係る定款の変更をする場合について、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 51 条第 2 項の規定

による認可の対象外とする。

6. 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成 5 年大蔵省令第 10 号）の一部改正

4. と同様に、信用協同組合等が企業価値担保権に関する信託業務に係る業務の種類又は方法を変更しようとする場合について、協同組合による金融事業に関する法律（昭和 24 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項第 4 号の規定による認可の対象外とする。

7. 労働金庫法施行規則（昭和 57 年大蔵省・労働省令第 1 号）の一部改正

4. と同様に、企業価値担保権に関する信託業務に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合について、労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号）第 31 条の規定による認可の対象外とする。

8. 産業競争力強化法施行規則（平成 30 年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）の一部改正

産業競争力強化法施行規則第 48 条第 5 項の規定による報告の対象に、企業価値担保権の実行の申立てがなされたことを加えることとする。

9. 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成 4 年大蔵省令第 69 号）の一部改正

推進法第 45 条第 2 項等による企業価値担保権信託会社等に対する立入検査において金融庁等の職員が携帯すべき身分証明書等の様式を規定する。

10. 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年内閣府令第 21 号）の一部改正等

推進法及びその下位法令で規定する書面による保存・作成等や申請等について、電磁的記録や電子情報処理組織により行うことができることとする。